

大震法から臨時情報へ

2011年の東日本大震災を契機に、2013年に中央防災会議は、南海トラフ地震で発生する大規模地震の精度の高い予測は困難とする報告をまとめ、この報告を受けて、東海地震の予知情報提供は2017年10月で停止され、南海トラフ地震に関する異常な現象に対する情報の提供へと引き継がれることになりました。

その後、2016年に内閣府内に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」等において、大規模地震の予測可能性について検討を行うとともに、それを踏まえた、南海トラフ沿いの地震観測やその評価体制のあり方や観測・評価に基づく地震防災対応のあり方について検討が行われ、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性が示されました。具体的には、大規模地震発生の可能性が平常時に比べて想定的に高まっていると評価される3ケースを整理し、それぞれのケースに対する防災対策の基本的な方向性が示されました。また、これらの異常な現象が観測された場合には、気象庁より「臨時情報」として情報発表されることになりました(図1)。

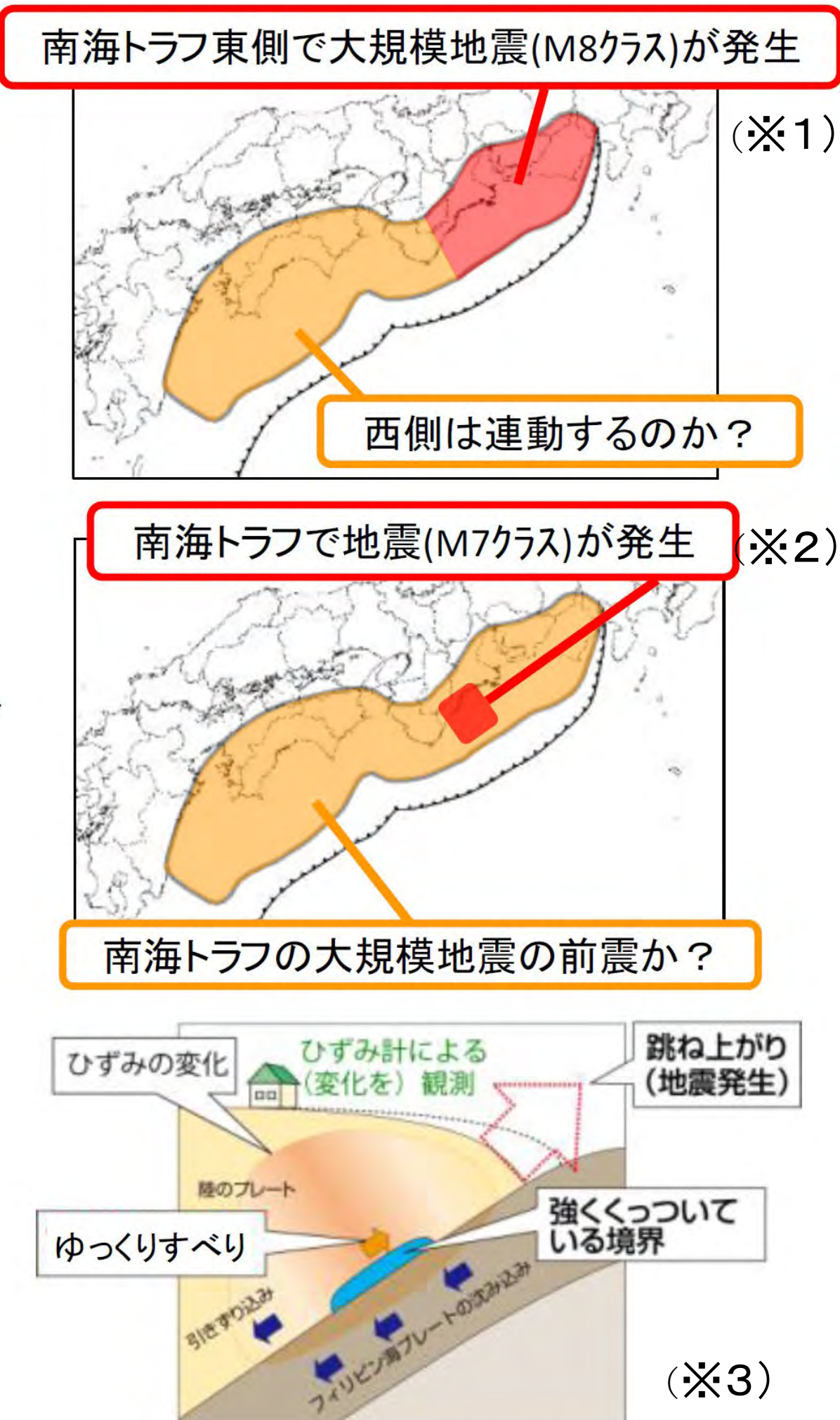


図2 大規模地震発生の可能性が平常時に比べて想定的に高まっていると評価される3ケース²⁾

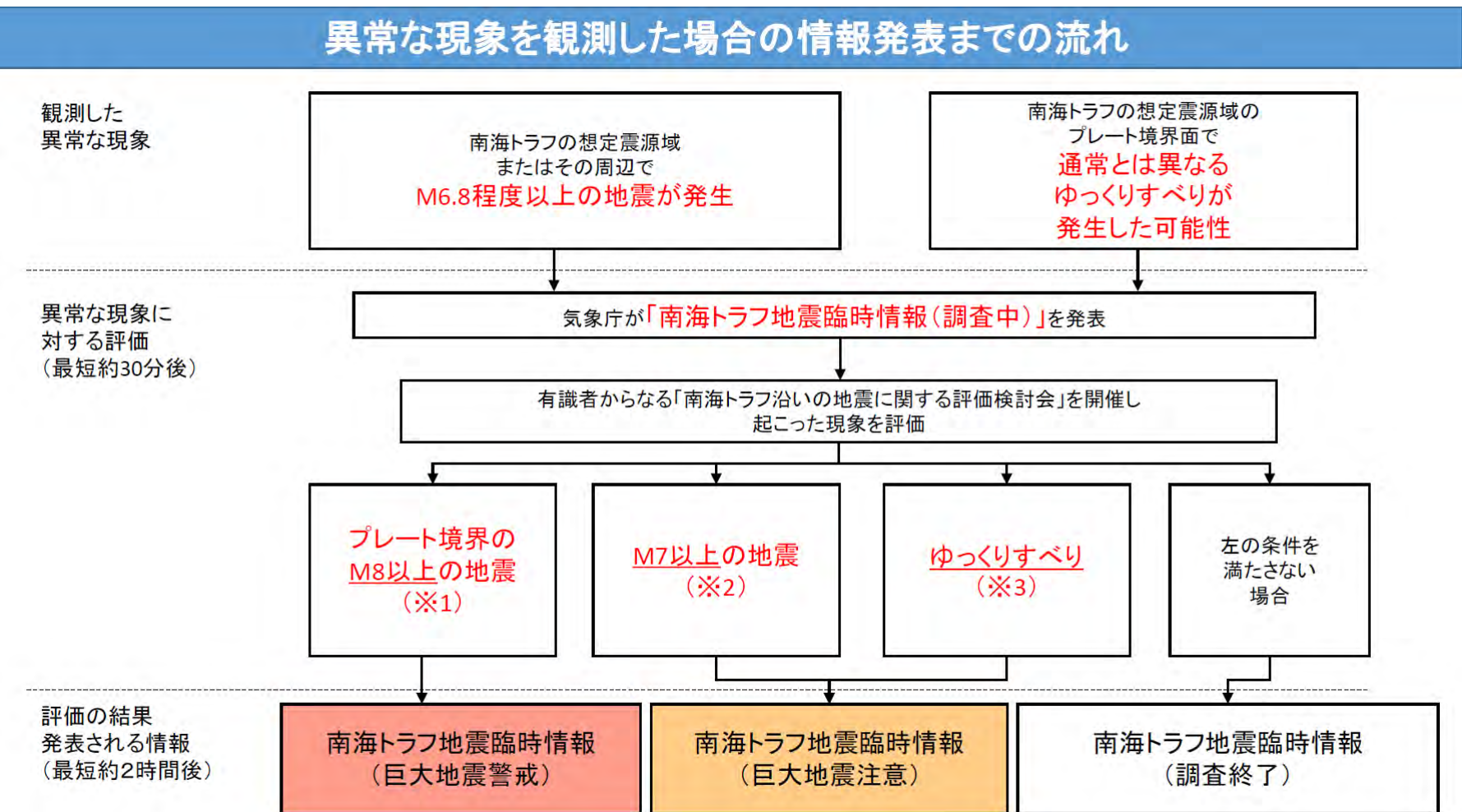


図1 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ¹⁾

※1 半割れケース(図2)

南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、マグニチュードM8.0以上の地震が発生した場合。震源地付近の地域を中心に甚大な被害が発生。緊急災害対策本部等が設置され、被災地域での人命救助を第一とした切迫した応急活動を開始。地震発生直後に、南海トラフ全域の沿岸地域に津波警報等が発表され、被災地域以外でも、住民が高台や避難場所に避難を始めるなど、平常時ではなく災害時の社会の状況。

※2 一部割れケース(図2)

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合。震源地付近の地域では、強い揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では緊急地震速報・津波警報等が発表され、住民が避難を始めているが、多くの地域では大きな被害が発生していない状況。

※3 ゆっくりすべりケース(図2)

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。ひずみ計等においてゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、また津波も発生せず、交通インフラやライフライン等は通常通りに活動。

1) <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/gaiyou.pdf>
2) http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taio_wg/pdf/h301225gaiyo.pdf
文責: 名古屋大学減災連携研究センター 護 雅史